

別表 1

事業区分	事業内容及び基準要件	補助対象者	対象経費及び補助率
森林調査	<p>市で経営管理実施権配分計画を定めた森林又は、自己で管理する森林において、森林経営計画を作成するために必要な現地調査及び事務処理。</p> <p>(1) 地域森林計画に位置付けられ、森林経営計画の未策定及び森林施業の10年以上未実施である森林（未整備森林）。</p> <p>(2) 森林調査の年度内までに、森林経営計画を作成し、小樽市の認定を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市で経営管理実施権を設定した事業者。 ・森林所有者より調査・間伐の委託を受けた事業者。 ・未整備森林に該当し、自己で管理する森林所有者 	<p>現地調査及び事務処理に要した実費、ただし、補助金額の上限は、以下とする。</p> <p>ア 市で森林の概要調査を既に実施している森林 16,000円/ha</p> <p>イ それ以外の未整備森林 32,000円/ha</p>
森林整備	<p>(1) 1 施工地の実施面積は0.1ha 以上</p> <p>(2) 除伐 下刈りが終了した3 齢級～1 2 齢級以下の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。</p> <p>(3) 保育間伐 適正な密度管理を目的として1 2 齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が1 8センチメートル未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。</p> <p>(4) 間伐 市森林整備計画に定められた標準伐期齢に2 を乗じた林齢以下の林分（ただし、地域の標準的な森林施業における本数密度を概ね5 割上回る森林、立木の収量比数が概ね1 0 0分の9 5以上の森林についてはこの限りではない。）又は、森林経営計画に基づいて行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。</p> <p>(5) その他一連作業 除伐・間伐の実施に伴い一連作で行う作業（下刈り、つる切り等）</p>		<p>事業に要した経費のうち、市が積算する標準費用に対し、以下の補助率以内とする。</p> <p>ア 森林経営計画認定森林の場合 事業費の26%</p> <p>イ それ以外の森林の場合：事業費の68%</p>
森林普及啓発の支援	<p>植樹に関する活動</p> <p>(1) 森林環境の循環や保全など、普及啓発活動につながる植樹活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹苗木・資材等の購入・植樹場所の準備工事、 ・その他植樹に伴う講演・講習会、パンフレット等の作成 <p>過去2年以上の実績を有し、団体責任者、会計、監査が設置されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に活動拠点を置く民間団体 	<p>事業に要した経費の1/2以内、上限は50万以内 ただし、飲食費や交際費は対象としない。</p>